

第3節 発生早期（国内・県内・市内）における対策

1 行動目標

市行動計画における発生早期（国内・県内・市内）とは、県内における新型インフルエンザ等発生の有無にかかわらず、いずれかの都道府県で発生した段階とする。

海外発生期の対策からの移行は、国内で新型インフルエンザ等患者が発生し、国の対策が政府行動計画上の国内発生早期に移行された時点とする。

未発生期	海外発生期	発生早期 (国内・県内・市内)	市内・県内感染期	小康期	第二波
------	-------	--------------------	----------	-----	-----

【対策推進の基本方針】

発生早期（国内・県内・市内）では、市内での新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制するため、ウイルスの性質や政府対策本部が決定する基本的対処方針等を踏まえつつ、本市の対策を選択し、実施するものとする。

なお、この段階に至ってもウイルスの病原性や感染力等が判明していない場合は、原則として病原性が高い想定で対策を選択するが、実施に当たっては、社会・経済活動に与える影響等に十分留意する必要がある。

2 行動内容

1 実施体制

Act 31 対策を発生早期（国内・県内・市内）に移行する。

Act 32 市対策本部を設置する。【緊】

2 情報収集及び情報提供・共有

Act 33 新型インフルエンザ等関連情報を収集する。

Act 34 情報提供及び情報共有の体制を継続し、必要に応じて見直す。

Act 35 最新の情報を市民等にわかりやすく提供する。

Act 36 新型インフルエンザ等に関する相談体制の強化を図る。

3 予防・まん延防止

Act 37 まん延を防止するための取組の普及、理解促進を図る。

Act 38 国の方針に基づき特定接種を進める。

Act 39 国の方針に基づき住民接種を進める。

Act 40 予防接種に関する理解促進を図る。

Act 41 住民接種の有効性・安全性に係る調査を行う。

Act 42 医療体制の整備に協力する。

Act 43 国の方針に基づき住民接種を進める。【緊】

Act 44 住民接種の広報・相談を行う。【緊】

4 市民生活及び地域経済の安定の確保

Act 45 社会・経済機能を維持するための事業を継続する。

Act 46 要援護者対策を進める。

Act 47 死亡者の増加に備えて火葬体制を強化する。

Act 48 水の安定供給に関する措置を講ずる。【緊】

Act 49 生活関連物資等の価格の安定を図る措置を講ずる。【緊】

1 実施体制

【対策の実務の統括】

Act 31 対策を発生早期（国内・県内・市内）に移行する。

- 政府対策本部が国内発生早期に入ったことを公示した場合、市は、市対策を発生早期（国内・県内・市内）に移行するとともに、市民に対し、必要な情報提供や注意喚起を行う。
- 県内で初めて患者が確認され、県対策本部長がその旨を公表した場合、市は県に準じて市民に注意喚起を行う。また、市内で初めて患者が確認された場合も同様に市民に注意喚起を行う。
- 市は、市連絡会議に状況報告を行い、必要に応じて意見を聴取する。
- 市は、市連絡会議等の意見を踏まえて、今後の対応方針を協議、決定する。
- 市は、状況に応じ開催される県主催の市町村連絡会議等において、新型インフルエンザ等に関する情報の共有、発生早期における県対策の確認等を行う。

緊急事態宣言がされている場合

※緊急事態宣言：政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第5項及び第34条第1項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条から引用）

Act 32 市対策本部を設置する。

【緊】 市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置し、市行動計画に基づき対策を実施する。

2 情報収集及び情報提供・共有

【情報収集】

Act 33 新型インフルエンザ等関連情報を収集する。

○ 市は、国や県等の感染症情報を活用し、国内外の最新の知見に基づく新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。

【情報提供と共有】

Act 34 情報提供及び情報共有の体制を継続し、必要に応じて見直す。

- 市は、市民等から寄せられる情報や問い合わせの内容を踏まえ、ニーズを把握し、情報提供に反映させる。
- 市は、県、関係機関、隣接自治体等相互で、各主体の対策や地域での流行状況等に関する情報を共有する。
- 市は、市民への情報提供や普及啓発の実施時期や内容について、一元化を図る。

政府ガイドラインから抜粋

● 市は、新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や都道府県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。

【参考】

※個人情報の公表の範囲について、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する必要がある。プライバシーを保護することは重要であることは当然であるが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第7条（公益上の理由による裁量的開示）の趣旨を踏まえ、国民の生命、ひいては国民生活・国民経済に多大な影響を及ぼすおそれがある状況下における新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報伝達の公益性に留意して情報提供を行う。

※発生地域の公表に当たっては、原則、市町村名までの公表とするが、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合はその程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段等を発表する。

Act 35 最新の情報を市民等にわかりやすく提供する。

- 市は、市民等に対して、県等から提供される海外、県内外の流行状況や具体的な対策等の情報をわかりやすく提供する。
- 市は、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があることを前提に、個人レベルでの感染対策や、り患した場合の対応（受診方法等）を周知するとともに、患者への偏見や差別が生じないよう啓発する。

政府ガイドラインから抜粋

- 市は、国及び都道府県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

【相談体制】

Act 36 新型インフルエンザ等に関する相談体制の強化を図る。

- 市は、新型インフルエンザ等相談窓口の相談体制の強化を図る。
- 市は、国からの要請に従い、国から配布されるQ&Aの改訂版等を受けて対応し、相談窓口等による適切な情報提供の実施ができるように体制の充実・強化を行う。

3 予防・まん延防止

【普及啓発】

Act 37 まん延を防止するための取組の普及、理解促進を図る。

- 市は、海外発生期に引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及、自らがり患した場合の対応等の基本的な感染対策の普及を図り、実践するよう促す。

【特定接種】

Act 38 国の方針に基づき特定接種を進める。

- 市は、国が示す方針等に基づき、医師会等と連携の上、集団的接種を行うことを基本として、本人の同意を得て、対象職員に対し迅速に予防接種を進める。
- 市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。
- 市は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、要請等を行うよう求めることができる。

【住民接種】

Act 39 国の方針に基づき住民接種を進める。

- パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、市は、ワクチンが供給され次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。
- 市は、実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関への委託等により接種会場を確保し、原則として、市に居住する者を対象に集団的接種を行う。

Act 40 予防接種に関する理解促進を図る。

- 市は、海外発生期に引き続き、ワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者や優先順位、接種体制といった具体的な情報を提供し、住民からの基本的な相談に応じることにより住民等の理解促進を図る。
- 病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。

Act 41 予防接種の有効性・安全性に係る調査を行う。

- 市は、あらかじめ予防接種後副反応疑い報告書及び報告基準を市内の医療機関に配布する。
(医師は、予防接種後の副反応の診断をした場合に、速やかに独立行政法人医薬品医療機器総合機構へ報告する。)

【医療体制の整備】

Act 42 医療体制の整備に協力する。

- 市は、県の医療体制の整備に協力する。

緊急事態宣言がされている場合

Act 43 国の方針に基づき住民接種を進める。

- 【緊】 市は、国及び県と連携し、接種会場を確保し住民に対する予防接種を実施するが、緊急事態宣言が行われた場合、住民接種は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種となり、公的負担のあり方等が異なることに留意する必要がある。
- 【緊】 市は、住民接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、要請等を行うよう求めることができる。

Act 44 住民接種の広報・相談を行う。

【緊】 病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

- a. 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
- b. ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
- c. ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
- d. 臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。

- a. 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
 - b. ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
 - c. 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。
- 市は、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口等の連絡先等の周知を行う。

以下の項目については、①緊急事態宣言が行われている場合に特措法第46条の規定に基づいて実施する「住民に対する予防接種」又は②緊急事態宣言が行われていない場合に予防接種法第6条第3項に基づいて実施する接種（新臨時接種）両方の留意点について記載してある。

～住民接種における留意点～

- 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。
- 基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、実施主体である市の判断により、通院中の医療機関において接種することも考えられる。
- 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。
- ワクチンの大部分が10ml等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として集団的接種を行うため、原則として100人以上を単位として接種体制を構築する。
- 1ml等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者に対し、通院中の医療機関において、必ずしも集団的接種によらず接種を行うことも考えられる。
- 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。
- 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

4 市民生活及び地域経済の安定の確保

【事業の継続】

Act 45 社会・経済機能を維持するための事業を継続する。

- 市は、市業務継続計画に基づき、社会・経済機能を維持するための事業継続をする。

政府ガイドラインから抜粋

【要援護者対策】

Act 46 要援護者対策を進める。

- 市は、計画に基づき、要援護者対策を実施する。
- 市は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。
- 新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は、国及び都道府県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

【火葬体制】

Act 47 死亡者の増加に備えて火葬体制を強化する。

- 市は、県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。なお、非透過性納体袋については、都道府県が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配付する。
- 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

緊急事態宣言がされている場合

Act 48 水の安定供給に関する措置を講ずる。

【緊】 市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

Act 49 生活関連物資等の価格の安定を図る措置を講ずる。

【緊】 市は、県と連携し、生活関連物資等の価格高騰、買占め、売惜しみ等が生じることのないよう調査・監視を行うとともに、必要に応じて、関係事業者団体等に対して物資の供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

【緊】 市は、生活関連物資の供給状況や価格の動向等について、住民へ情報提供するとともに、必要に応じて、相談窓口等の拡充を図る。